

金庫の主要な事業の内容

A 預金業務

(イ) 預金 積金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金
定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金
外貨預金等を取り扱っております。

(ロ) 譲渡性預金 譲渡可能な預金を取り扱っております。

B 融資業務

(イ) 貸 付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(ロ) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。

C 内国為替業務

送金、振り込み及び代金取立等を取り扱っております。

D 外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱っております。

E 附帯業務

(イ) 代理業務 (ロ) 保護預り及び貸金庫業務
(ハ) 債務の保証 (ニ) 収納代理業務
(ホ) 保険窓販業務 (ヘ) 国債証券等窓販業務
(ト) 投資信託の窓販業務 (チ) 信託業務取次業務
(リ) 宝くじ販売業務



沿革

KASHIN'S HISTORY

大正 昭和	11年10月	有限責任鹿児島信用組合として営業開始	平成	2年 8月	自動機器の日曜稼働開始（九州初）
	18年 9月	市街地信用組合法により鹿児島信用組合に改組		3年 2月	全国キャッシュサービススタート
	19年10月	第一信用購買組合を吸収合併		10月	外国為替業務取扱開始
	20年 2月	昭和信用組合を吸収合併		6年11月	窓口営業時間延長（4ヶ店）
	26年10月	信用金庫法制定により鹿児島信用金庫に改称		8年 5月	かしん経営大学開校
	29年 7月	柿本寺信用金庫を吸収合併		9年11月	かしんビジネスサポートクラブ発足
	38年10月	現本店新築落成		12月	預金3,000億円突破
	11月	鹿信ハッピー会発足		10年 5月	第1回信用金庫社会貢献賞受賞（吹奏楽）
	43年 4月	鹿信ハッピー杉の子会誕生		10月	自動機器県内4金庫顧客手数料無料化開始
	47年11月	預金500億円突破		11年 3月	郵貯ATM相互利用開始
	11月	創立50周年		3月	インターネット資金移動開始
	50年 9月	本店増築およびコンピュータ稼働開始		11月	宝くじ窓口販売開始
	51年 3月	自営オンライン開始		12月	パソコンネット全店展開スタート
	52年 5月	かしん研修センター落成		18年 1月	共同事務センターへシステム移行
	53年 9月	預金1,000億円突破			
	61年 6月	関連会社「かしんビジネスサービス」創立			
	62年12月	預金2,000億円突破			

2008 Kashin Disclosure

資 料 編

■財務諸表……………	35～38
■経営指標……………	39～40
■預金業務……………	41
■融資業務……………	42～44
■証券業務……………	45～46
■連結情報……………	47～51
■バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示情報 ……………	52～69

財務諸表

■貸借対照表

— 資産の部 —

(単位:百万円)

科 目	19年3月末	20年3月末
現金	10,958	11,127
預け金	32,261	38,121
金銭の信託	200	200
有価証券	50,184	50,996
国債	20,501	28,678
地方債	4,654	3,112
社債	15,399	11,321
株式	69	69
その他の証券	9,558	7,813
貸出金	192,313	186,523
割引手形	7,450	6,424
手形貸付	16,679	16,535
証書貸付	159,551	154,924
当座貸越	8,632	8,638
外国為替	53	45
外国他店預け	6	0
取立外国為替	47	44
その他資産	1,270	1,178
未決済為替貸	72	66
信金中金出資金	596	596
前払費用	0	—
未収収益	360	313
金融派生商品	0	3
その他の資産	239	197
有形固定資産	8,365	8,326
建物	1,499	1,377
土地	6,733	6,803
その他の有形固定資産	133	144
無形固定資産	57	56
ソフトウェア	42	41
その他の無形固定資産	14	14
繰延税金資産	996	1,127
債務保証見返	5,820	4,686
貸倒引当金	△ 2,296	△ 2,181
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,524)	(△ 1,398)
資産の部合計	300,184	300,208

— 負債の部 —

(単位:百万円)

科 目	19年3月末	20年3月末
預金積金	279,326	280,533
当座預金	3,397	2,853
普通預金	87,959	82,112
貯蓄預金	2,047	1,869
通知預金	287	92
定期預金	168,772	176,602
定期積金	14,763	14,218
その他の預金	2,099	2,784
コールマネー	29	15
外国為替	—	2
売渡外国為替	—	2
その他負債	794	962
未決済為替借	91	66
未払費用	229	373
給付補てん備金	15	19
未払法人税等	16	45
未払消費税等	8	6
前受収益	235	262
払戻未済金	0	—
職員預り金	44	42
金融派生商品	0	3
その他の負債	152	142
賞与引当金	116	112
退職給付引当金	326	299
役員退職慰労引当金	—	40
睡眠預金払戻損失引当金	40	15
責任共有制度負担金引当金	—	4
再評価に係る繰延税金負債	925	925
債務保証	5,820	4,686
負債の部合計	287,380	287,597

— 純資産の部 —

(単位:百万円)

科 目	19年3月末	20年3月末
出資金	3,951	3,944
普通出資金	3,951	3,944
利益剰余金	7,188	7,286
利益準備金	1,631	1,682
その他利益剰余金	5,557	5,604
特別積立金	4,846	5,249
(退職給与積立金)	(113)	(116)
当期末処分剰余金	710	355
会員勘定合計	11,140	11,231
その他有価証券評価差額金	△ 183	△ 467
土地再評価差額金	1,847	1,847
評価・換算差額等合計	1,663	1,379
純資産の部合計	12,804	12,611
負債及び純資産の部合計	300,184	300,208

■ 損益計算書

(单位:百万円)

科 目	19年3月末	20年3月末
経常収益	7,401	7,580
資金運用収益	6,500	6,585
貸出金利息	5,768	5,831
預け金利息	101	218
コールローン利息	－	44
有価証券利息配当金	597	463
金利スワップ受入利息	3	－
その他の受入利息	29	27
役務取引等収益	760	688
受入為替手数料	294	291
その他の役務収益	465	396
その他業務収益	92	285
外国為替売買益	9	10
国債等債券売却益	18	209
国債等債券償還益	4	3
金融派生商品収益	19	－
その他の業務収益	40	61
その他経常収益	47	21
株式等売却益	0	－
金銭の信託運用益	3	3
その他の経常収益	43	18
経常費用	7,167	7,514
資金調達費用	380	785
預金利息	370	768
給付補てん備金繰入額	8	15
借入金利息	－	0
コールマネー利息	1	1
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	466	463
支払為替手数料	92	113
その他の役務費用	373	349
その他業務費用	48	279
国債等債券売却損	13	13
国債等債券償還損	34	5
国債等債券償却	－	259
その他の業務費用	0	0
経費	5,164	4,858
人件費	3,143	3,040
物件費	1,873	1,713
税金	147	104
その他経常費用	1,106	1,127
貸倒引当金繰入額	－	357
貸出金償却	862	619
株式等償却	3	－
その他の引当金繰入額	40	－
その他資産償却	0	30
その他の経常費用	200	120
経常利益	233	66
特別利益	261	190
貸倒引当金戻入益	249	－
償却債権取立益	9	189
その他の特別利益	2	0
特別損失	3	30
固定資産処分損	3	9
その他の特別損失	－	21
税引前当期純利益	490	226
法人税、住民税及び事業税	29	52
法人税等調整額	△ 47	△ 3
当期純利益	508	177
前期繰越金	178	159
退職給与積立金取崩額	23	18
当期末処分剰余金	710	355

■ 剰余金処分計算書

(单位:百万円)

科 目	19年3月末	20年3月末
当期末処分剰余金	710	355
計	710	355
剰余金処分額	550	177
利益準備金	51	18
普通出資に対する配当金 (配当率)	79 2%	78 2%
特別積立金 (退職給与積立金)	420 (20)	80 (△ 19)
次期繰越金	159	177

平成19年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成20年6月26日
鹿児島信用金庫

理事長 後藤 孝行 

独立監査人の監査報告書

平定2024.5.22日

國立臺灣大學圖書館

3. 11

作者：王 一 会 社 社

代售处：
杭州：浙江人民广播电台
上海：上海人民广播电台
北京：中央人民广播电台

前出の法人は、信託全財産の38.8%の2期3期の規定に概ね準じ、議決権行使権の行使は2010年4月1日から平成20年3月31日までの期間5回東京証券取引所の開場日、すなわち、日曜日のほか、前出の信託及び権利行使委託先及びその子孫が親権者について監理を行った。この信託期間及びその子孫が親権者の行使責任は信託期間にあり、当該信託人の親権責任とは全く無から信託期間及びその子孫が親権者に対する責任を要するものではない。

[illegible]

同協会の法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一
般に公正妥当と認められる会計上の基準に準拠して、当該計算書類及びその
附属明細書に依る該協会の組織及び事業の状況をすべての重要な点におい
て適正に表示しているものと認める。

④、金貨及び貨幣に関する法律に附随されているところ、金貨は商業銀行、又は他人の授けを受けた銀行等が唯一の造幣正統を有し、平成19年3月30日(法律第8号)及び「他人の授けを受けた」の語を改正する改正金貨法(平成19年5月30日法律第8号)により、有形固定資産の価値増減決定法として平成19年4月1日以後に発行した円形金貨については、造幣局の他人の授けを受ける者に限るとなっている。

2. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、当社は前事業年度から「平成14年度設置上の準備金及び特種法上の引当金又は準備金」として「特別退職給付引当金(人事)」に関する引当上り処理を、「日本公務員組合」(協会)・「国営・準国営公社村会等(建設)」(以下「19年度4月13日」を適用して「特別退職給付引当金(人事)」と改称する。

当座と当座金持人又は当座債権持人との間には、各当座持人団の決定により元金すべき利息関係がない。

29 上

【財務諸表についての注記】

※貸借対照表に関する注記

(注)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～39年
動 産	4年～15年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

- 当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,705百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、翌期から損益処理 |
|----------|---|

なお、会計基準変更時差異（1,203百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成19年3月31日現在）	
年金資産の額	1,391,419百万円

年金財政計算の給付債務の額	1,588,552百万円
差引額	▲197,132百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成19年3月分）
0.36%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高274,571百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金77百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上することとしております。但し、過年度相当額については平均在職年数から算出した按分額を役員退職慰労引当金として計上し、残額（剰余金処分による取崩予定額を含む）を退職給与積立金としております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、内規に基づく期末要支給額を、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、経費は21百万円、特別損失は19百万円それぞれ増加し、経常利益は21百万円、税引前当期利益は19百万円それぞれ減少しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
12. 責任共有制度負担金引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当期から将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 子会社等の株式総額 20百万円
17. 子会社等に対する金銭債務総額 32百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 3,538百万円
19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部、車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,003百万円、延滞債権額は6,597百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は30百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,875百万円であります。

- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,506百万円であります。
- なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、8,624百万円であります。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,424百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 公金取扱の担保に供している資産
- 有価証券 196 百万円
- 預け金 6 百万円
- 内国為替決済の担保に供している資産
- 預け金 9,100 百万円
- 日本銀行との当座貸越契約の担保に供している資産
- 有価証券 310 百万円
27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に規定する方法に基づいて算出した価格に、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,565百万円
28. 出資1口当たりの純資産額 1,598円59銭
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他	4,439	4,160	△278	1	279
合 計	4,439	4,160	△278	1	279

- (注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	—	—	—	—	—
債 券	43,269	43,113	△156	51	207
国 債	28,823	28,678	△144	4	149
地方債	3,093	3,112	19	20	1
社 債	11,352	11,321	△31	26	57
その他	3,894	3,373	△521	11	533
合 計	47,164	46,486	△677	63	741

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

30. 当期中に売却したその他有価証券

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	12,680	209	13

31. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

内 容	金 額 (百万円)
子会社株式	20
その他有価証券 非上場株式	49

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	28,882	8,905	4,100	1,225
国 債	24,697	1,328	1,905	747
地方債	199	2,504	408	—
社 債	3,985	5,072	1,786	477
その他	—	772	720	4,628
合 計	28,882	9,677	4,820	5,853

33. 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
満期保有目的 の金銭の信託	200	200	—	—	—

- (注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けをを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,810百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,929百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,189百万円
減価償却超過額	54
有価証券評価減	81
退職給付引当金繰入限度超過額	92
有価証券時価評価	221
その他	103
繰延税金資産小計	1,743百万円
評価性引当額	△605
繰延税金資産合計	1,138
繰延税金負債	10
有価証券時価評価	10
繰延税金資産の純額	1,127百万円

36. (会計方針の変更)

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

※損益計算書に関する注記

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 3,780百万円
- 子会社との取引による費用総額 100,834百万円
- 出資1口当たり当期純利益金額 22円51銭
- その他の経常収益は、睡眠預金の利益金処理額18百万円であります。

その他の経常費用には、債権売却による損失99百万円を、睡眠預金払戻損失引当金繰入額15百万円、責任共有制度負担金引当金繰入額4百万円を含んでおります。

経営指標の部

■業務粗利益

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
資金運用収支	6,119	5,801
資金運用収益	6,500	6,585
資金調達費用	380	784
役務取引等収支	294	224
役務取引等収益	760	688
役務取引等費用	466	463
その他の業務収支	43	6
その他業務収益	92	285
その他業務費用	48	279
業務粗利益	6,457	6,032
業務粗利益率	2.25%	2.16%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成18年度260,000円、平成19年度560,000円）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

		平均残高(百万円)		利 息(百万円)		利 回 り(%)	
		平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
資 金 運 用 勘 定	うち貸出金	286,206	278,351	6,500	6,585	2.27	2.36
	うち預け金	196,066	187,976	5,768	5,831	2.94	3.10
	うち預け金	43,128	42,011	101	218	0.23	0.52
	うちコールローン	—	7,377	—	44	—	0.60
	うち有価証券	46,239	40,342	597	463	1.29	1.14
資 金 調 達 勘 定	うち預金積金	282,386	277,903	380	784	0.13	0.28
	うち預金積金	282,491	278,012	378	783	0.13	0.28
	うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	うち借入金及びコールマネー	24	24	1	1	5.58	4.76
	うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成18年度286百万円、平成19年度114百万円）を資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（平成18年度200百万円、平成19年度200百万円）及び利息を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

		平成18年度			平成19年度		
		残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	うち貸出金	△326	138	△187	△164	249	85
	うち預け金	△147	△92	△239	△197	260	63
	うち預け金	△7	30	22	△2	119	116
	うちコールローン	—	—	—	—	—	44
	うち有価証券	△35	70	34	△71	△62	△133
支 払 利 息	うち預金積金	13	△106	△93	5	△409	△403
	うち預金積金	13	△106	△93	5	△410	△404
	うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	うち借入金及びコールマネー	0	0	0	0	0	0
	うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法によって算出しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 利益率

(単位:%)

	平成18年度	平成19年度
総資産経常利益率	0.07	0.02
総資産当期純利益率	0.17	0.06

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 利鞘

(単位:%)

	平成18年度	平成19年度
資金運用利回	2.27	2.36
資金調達原価率	1.96	2.03
総資金利鞘	0.31	0.33

■ 単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度
(自 己 資 本)		
出資金	3,951	3,944
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	1,682	1,700
特別積立金	5,267	5,330
次期繰越金	159	177
その他	—	—
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	△183	△467
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目(A)	10,877	10,685
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	1,247	1,247
一般貸倒引当金	772	783
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目(B)	2,020	2,031
自己資本総額[(A)+(B)](C)	12,898	12,716
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	500	500
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	500	500
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△500	△500
控除項目計(D)	—	—
自己資本総額[(C)-(D)](E)	12,898	12,716
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	151,741	146,149
オフ・バランス取引項目	5,586	4,404
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	13,614	12,989
リスク・アセット等計(F)	170,943	163,544
単体Tier1比率(A/F)	6.36%	6.53%
単体自己資本比率(E/F)	7.54%	7.77%

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

預金業務の部

■預金積金及び譲渡性預金残高

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度
流 動 性 預 金		93,691	86,928
	う ち 有 利 息 預 金	90,294	84,074
定 期 性 預 金		183,535	190,820
	うち固定自由金利定期預金	168,634	176,470
	うち変動自由金利定期預金	138	131
そ の 他		2,099	2,784
計		279,326	280,533
譲 渡 性 預 金		—	—
合 計		279,326	280,533

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度
流 動 性 預 金		90,863	88,129
	う ち 有 利 息 預 金	88,385	85,858
定 期 性 預 金		190,291	188,575
	うち固定自由金利定期預金	175,346	174,410
	うち変動自由金利定期預金	138	131
そ の 他		1,336	1,307
計		282,491	278,012
譲 渡 性 預 金		—	—
合 計		282,491	278,012

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
 変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■定期預金残高

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度
定 期 預 金		168,772	176,602
	固 定 自 由 金 利 定 期 預 金	168,632	176,469
	変 動 金 利 定 期 預 金	138	131
	そ の 他	1	1

■預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

		平成18年度		平成19年度	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人 預 金		193,888	69.4	197,002	70.2
法 人 預 金		71,910	25.7	69,438	24.7
金 融 機 関 預 金		6,405	2.2	4,051	1.4
公 金 預 金		7,121	2.5	10,041	3.5
合 計		279,326	100.0	280,533	100.0

■役職員一人当たり預金

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
預 金	554	586

■一店舗当たり預金

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
預 金	6,495	6,524

融資業務の部

■貸出金残高

(単位:百万円)

				平成18年度	平成19年度
貸	出 金			192,313	186,523
	変 動	金 利		116,003	106,951
	固 定	金 利		76,309	79,572

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

				平成18年度	平成19年度
手 形 貸 付				17,197	15,688
証 書 貸 付				162,964	157,456
当 座 貸 付				8,772	8,597
割 引 手 形				7,131	6,235
合 計				196,066	187,976

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

業種区分			平成18年度			平成19年度		
			貸 出 先 数	貸出金残高	残高構成比	貸 出 先 数	貸出金残高	残高構成比
製 造 業			475	13,045	6.8%	478	12,049	6.5%
農 業			66	934	0.5%	60	976	0.5%
林 業			45	30	0.0%	6	39	0.0%
漁 業			26	1,485	0.8%	21	880	0.5%
鉱 業			5	236	0.1%	5	258	0.1%
建 設 業			846	18,368	9.6%	824	17,664	9.5%
電気・ガス・熱供給・水道業			19	579	0.3%	18	428	0.2%
情 報 通 信 業			21	662	0.3%	21	615	0.3%
運 輸 業			100	2,879	1.5%	104	2,630	1.4%
卸 売 業、小 売 業			1,043	23,605	12.3%	986	21,610	11.6%
金 融 ・ 保 険 業			27	8,722	4.5%	22	9,459	5.1%
不 動 産 業			288	20,218	10.5%	276	21,061	11.3%
各 種 サ ー ビ ス			1,289	51,448	26.8%	1,238	48,138	25.8%
小 計			4,210	142,215	73.9%	4,059	135,813	72.8%
地 方 公 共 団 体			3	1,665	0.9%	3	1,554	0.8%
個 人			21,985	48,432	25.2%	20,983	49,155	26.4%
合 計			26,198	192,313	100.0%	25,045	186,523	100.0%

■貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	貸出金残高	構 成 比	貸出金残高	構 成 比
設 備 資 金	83,382	43.4%	77,229	41.4%
運 転 資 金	108,930	56.6%	109,294	58.6%
合 計	192,313	100.0%	186,523	100.0%

■預貸率

(単位:%)

	平成18年度	平成19年度
期 末 預 貸 率	68.84	66.48
期 中 平 均 預 貸 率	69.40	67.61

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}}$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
当 金 庫 預 金 積 金	6,526	5,546
有 価 証 券	—	—
動 産	73	—
不 動 産	76,022	71,695
そ の 他	245	540
計	82,868	77,782
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	28,813	28,461
保 証	18,486	18,324
信 用	62,144	61,955
合 計	192,313	186,523

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
当 金 庫 預 金 積 金	53	72
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	4,936	3,858
そ の 他	20	17
計	5,009	3,947
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	117	85
保 証	135	118
信 用	556	534
合 計	5,820	4,686

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当期増加額	当期減少額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成18年度	1,170	772	82	1,087	772
	平成19年度	772	783	46	726	783
個 別 貸 倒 引 当 金	平成18年度	5,222	1,524	3,846	1,375	1,524
	平成19年度	1,524	1,398	473	1,051	1,398
合 計	平成18年度	6,392	2,296	3,929	2,463	2,296
	平成19年度	2,296	2,181	519	1,777	2,181

■貸出金償却

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
貸 出 金 償 却	862	619

■リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分		残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率(%)
破 綻 先 債 権	平成18年度	1,586	1,446	140	100.00
	平成19年度	1,003	915	88	100.00
延 滞 債 権	平成18年度	8,023	5,235	1,378	82.43
	平成19年度	6,597	4,540	1,305	88.60
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	平成18年度	25	15	1	64.00
	平成19年度	30	11	2	56.44
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成18年度	5,637	3,301	342	64.63
	平成19年度	5,875	2,827	415	55.19
合 計	平成18年度	15,272	9,998	1,862	77.66
	平成19年度	13,506	8,293	1,811	74.81

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者

- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a-c)
金 融 再 生 法 上 の 不 良 債 権	平成18年度	15,338	11,924	10,056	1,868	77.74	35.37
	平成19年度	13,584	10,181	8,365	1,816	74.95	34.79
	破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	平成18年度	4,022	4,022	710	100.00	100.00
		平成19年度	3,390	3,390	669	100.00	100.00
	危 険 債 権	平成18年度	5,653	4,241	814	75.02	36.57
		平成19年度	4,288	3,535	729	82.44	49.18
	要 管 理 債 権	平成18年度	5,662	3,660	344	64.64	14.66
		平成19年度	5,906	3,256	418	55.13	13.62
正 常 債 権	平成18年度	183,036					
	平成19年度	177,845					
合 計	平成18年度	198,375					
	平成19年度	191,429					

- (注) 1. 「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

			個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
			期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
							目的使用		その他					
			18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
製 造 業	421	108	108	55	277	51	143	56	108	55	80	45		
農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
林 業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—		
漁 業	76	115	115	—	73	115	3	—	115	—	—	196		
鉱 業	2	2	2	3	—	—	2	2	2	3	—	0		
建 設 業	1,013	345	345	384	653	93	359	251	345	384	370	169		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—		
運 輸 業	421	10	10	5	266	6	155	3	10	5	1	15		
卸売業・小売業	1,688	282	282	242	1,319	134	369	148	282	242	129	72		
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不 動 産 業	390	261	261	247	291	25	98	236	261	247	29	27		
各 種 サ ー ビ ス	1,112	325	325	380	921	33	191	292	325	380	198	46		
小 計	5,126	1,452	1,452	1,322	3,802	460	1,323	991	1,452	1,322	810	573		
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個 人	95	71	71	75	43	12	51	59	71	75	52	45		
合 計	5,222	1,524	1,524	1,398	3,846	473	1,375	1,051	1,524	1,398	862	619		

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

証券業務の部

■有価証券期末残高・平均残高

(単位:百万円)

		平成18年度		平成19年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国	債	20,501	15,194	28,678	11,173
地	債	4,654	4,526	3,112	4,897
短	債	—	—	—	—
社	債	15,399	16,314	11,321	15,081
株	式	69	73	69	69
外	証	7,592	8,296	6,121	7,091
投	託	1,950	1,819	1,678	2,013
そ	証	15	14	13	14
合	計	50,184	46,239	50,996	40,342

■商品有価証券期末残高・平均残高

該当する取引はございません。

■預証率

(単位:%)

	平成18年度	平成19年度
期 末 預 証 率	17.96	15.52
期 中 平 均 預 証 率	16.36	14.51

- (注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区 分		平成18年度					平成19年度				
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額			貸借対照表 計上額	時 価	差 額		
				うち益	うち損				うち益	うち損	
国	債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地	債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短	債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社	債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ	他	5,698	5,283	△415	—	415	4,439	4,160	△278	1	279
合	計	5,698	5,283	△415	—	415	4,439	4,160	△278	1	279

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

■その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区 分		平成18年度					平成19年度				
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額			取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額		
				うち益	うち損				うち益	うち損	
株	式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債	券	40,873	40,556	△317	11	328	43,269	43,113	△156	51	207
	国	20,643	20,501	△141	0	141	28,823	28,678	△144	4	149
	地	4,687	4,654	△32	5	37	3,093	3,112	19	20	1
	短	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社	15,543	15,399	△143	4	148	11,352	11,321	△31	26	57
そ	他	3,807	3,859	51	105	53	3,894	3,373	△521	11	533
合	計	44,681	44,415	△265	116	382	47,164	46,486	△677	63	741

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

■時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券 非上場外国債券	—	—
子会社・子法人等株式及び 関連法人等株式	20	20
その他の有価証券 非上場株式	49	49

■金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成18年度					平成19年度				
貸借対照表 計上額	時価	差額			貸借対照表 計上額	時価	差額		
			うち益	うち損				うち益	うち損
200	200	—	—	—	200	200	—	—	—

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■オフバランス取引の状況

(単位:百万円)

	契約金額・想定元本額	
	平成18年度	平成19年度
先物外国為替取引	76	94

以下については当金庫は該当ございません。

- ・金融先物取引等
- ・金融等デリバティブ取引
- ・有価証券店頭デリバティブ取引
- ・有価証券指数等先物取引
- ・有価証券オプション取引
- ・外国市場証券先物取引
- ・有価証券先物取引又は外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

■有価証券の残存期間別残高

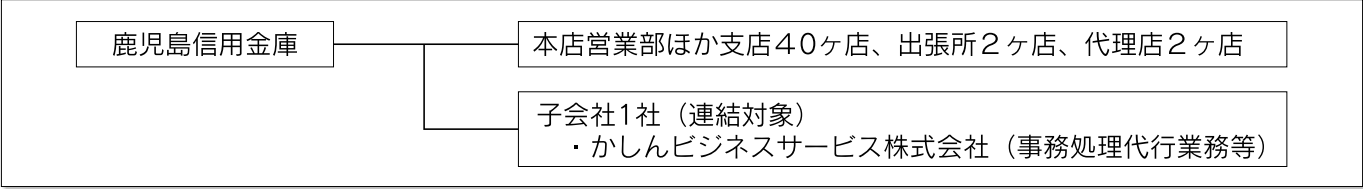
(単位:百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	平成18年度	14,490	1,520	920	856	1,087	1,626	—	20,501
	平成19年度	24,697	1,028	299	—	1,905	747	—	28,678
地 方 債	平成18年度	498	496	695	2,271	693	—	—	4,654
	平成19年度	199	598	1,905	200	207	—	—	3,112
短 期 社 債	平成18年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	平成18年度	3,719	5,586	1,640	2,619	1,029	803	—	15,399
	平成19年度	3,985	3,129	1,943	702	1,083	477	—	11,321
株 式	平成18年度	—	—	—	—	—	—	69	69
	平成19年度	—	—	—	—	—	—	69	69
外 国 証 券	平成18年度	199	198	601	713	—	5,878	—	7,592
	平成19年度	—	674	97	720	—	4,628	—	6,121
その他の証券	平成18年度	—	—	—	—	—	—	1,966	1,966
	平成19年度	—	—	—	—	—	—	1,692	1,692
合 計	平成18年度	18,908	7,801	3,858	6,461	2,810	8,308	2,035	50,184
	平成19年度	28,882	5,431	4,246	1,623	3,196	5,853	1,761	50,996

連結情報

鹿児島信用金庫グループの主要な事業の内容

鹿児島信用金庫グループは当金庫、かしんビジネスサービス(株)で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務等の金融サービスを提供しております。



当金庫グループ企業の状況

会 社 名	かしんビジネスサービス株式会社
所 在 地	鹿児島県鹿児島市名山町1-23
設 立 年 月 日	昭和61年6月
資 金 又 は 出 資 金	2,000万円
当 庫 議 決 比 率	100%
子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0%
主 要 業 務 内 容	鹿児島信用金庫の委託に基づく現金等の精査整理業務、特定先の集金業務、現金自動設備及び両替機の保守管理業務、用度品管理、研修センター管理

事業の概要等（平成19年度の業績）

- (1) 鹿児島信用金庫の主要な事業の内容は次のとおりです。
- ① 預金及び定期積金の受け入れ
 - ② 資金の貸付け及び手形の割引
 - ③ 為替取引
- (2) 子会社(かしんビジネスサービス(株))の主要な事業の内容は次のとおりです。
- ① 鹿児島信用金庫の委託を受けて行う事業
現金等の精査、整理業務・特定取引先からの集金業務
現金自動設備及び両替機の保守管理業務・担保不動産の競落業務
 - ② 主に鹿児島信用金庫に関わる労働派遣事業及び当該金庫以外の金融機関又はその他金融業を営む会社に係わる労働者派遣事業
 - ③ 前各号に付随または関連する事業
- (3) 連結に係る主要損益について
子会社の経常収益 143,025千円中、当金庫の業務委託等に係る収益は 142,531千円であり、比率では99.65%です。
- (4) 主要勘定の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
預 金 積 金	296,527	286,183	279,294	280,500
貸 出 金	205,907	199,728	192,313	186,523
有 価 証 券	50,431	51,081	50,164	50,976
総 資 産	318,828	306,848	300,175	300,198
経 常 利 益（又 は 経 常 損 失）	551	443	234	64
当 期 純 利 益（又 は 当 期 純 損 失）	352	371	509	175

連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
連 結 経 常 収 益	8,209	8,052	7,739	7,397	7,577
連 結 経 常 利 益	△768	551	443	234	64
連 結 当 期 純 利 益	△549	352	371	509	175
連 結 純 資 産 額	11,806	12,503	12,035	12,812	12,618
連 結 総 資 産 額	325,161	318,828	306,848	300,175	300,198
連 結 自 己 資 本 比 率	6.19	6.52	6.61	7.55	7.78

(注) 連結自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

1.連結財務諸表の作成方法

- (1) 連結の範囲に関する事項
当金庫の企業集団は子会社(100%所有)かしんビジネスサービス(株) 1社であり、それを連結子会社としました。
- (2) 持分法の適用に関する事項
該当ございません。
- (3) 連結される子会社及び子法人の事業年度等に関する事項
かしんビジネスサービス(株)の決算日は、3月末日であります。
- (4) 連結される子会社及び子法人の資産及び負債の評価に関する事項
かしんビジネスサービス(株)の資産及び負債は、金額的に合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、帳簿価額を時価としました。
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しております。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

■連結貸借対照表

— 資産の部 —

(单位:百万巴)

[illegible]

— 負債の部 —

(单位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
預 金 積 金	279,294	280,500
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	—	—
売渡手形及びコールマネー	29	15
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	2
そ の 他 負 債	796	965
賞 与 引 当 金	116	112
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	338	311
役員退職慰労引当金	—	40
特 別 法 上 の 引 当 金	40	19
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	925	925
負 の の れ ん	—	—
債 務 保 証	5,820	4,686
負 債 の 部 合 計	287,580	287,580

— 純資産の部 —

(单位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
出 資 金	3,951	3,944
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	7,197	7,293
処 分 未 済 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会 員 勘 定 合 計	11,148	11,238
その他有価証券評価差額金	△183	△467
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	1,847	1,847
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
評価・換算差額等合計	1,663	1,379
新 株 予 約 権	—	—
少 数 株 主 持 分	—	—
純 資 産 の 部 合 計	12,812	12,618
負債及び純資産の部合計	300,175	300,198

■連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
経 常 収 益	7,397	7,577
資 金 運 用 収 益	6,500	6,585
貸 出 金 利 息	5,768	5,831
預 け 金 利 息	101	218
買入手形利息及びコールローン利息	—	44
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	597	463
そ の 他 の 受 入 利 息	33	27
役 務 取 引 等 収 益	756	684
そ の 他 業 務 収 益	92	285
そ の 他 経 常 収 益	47	21
経 常 費 用	7,162	7,513
資 金 調 達 費 用	380	785
預 金 利 息	370	768
給付補てん備金繰入額	8	15
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
借 用 金 利 息	—	0
売渡手形利息及びコールマネー利息	1	1
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	0	0
役 務 取 引 等 費 用	465	459
そ の 他 業 務 費 用	48	279
経 常 費	5,160	4,861
そ の 他 経 常 費 用	1,106	1,127
貸倒引当金繰入額	—	357
そ の 他 の 経 常 費 用	1,106	769
経 常 利 益	234	64
特 別 利 益	261	190
固 定 資 産 処 分 益	—	—
貸倒引当金戻入益	249	—
償 却 債 権 取 立 益	9	189
そ の 他 の 特 別 利 益	2	0
特 別 損 失	3	30
固 定 資 産 処 分 損	3	9
減 損 損 失	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	21
税金等調整前当期純利益	491	223
法人税、住民税及び事業税	30	52
法 人 税 等 調 整 額	△48	△4
少 数 株 主 利 益	—	—
当 期 純 利 益	509	175

■連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	—	—
資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
増資による優先出資の発行	—	—
自己優先出資処分差益	—	—
資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
配 当 金	—	—
自己優先出資消却額	—	—
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	—	—
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	6,766	7,197
利 益 剰 余 金 増 加 高	509	175
当 期 純 利 益	509	175
そ の 他	—	—
利 益 剰 余 金 減 少 高	78	79
当 期 純 損 失	—	—
配 当 金	78	79
自己優先出資消却額	—	—
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	7,197	7,293

■連結リスク管理債権

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
破 綻 先 債 権	1,586	1,003
延 滞 債 権	8,023	6,597
3 ヲ月以上延滞債権	25	30
貸出条件緩和債権	5,637	5,875
合 計	15,272	13,506

■連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率につきましては、63ページをご覧ください。

■事業の種類別セグメント情報

連結子会社は信用金庫業務以外に労働者派遣事業を営んでおりますが、これの事業の種類別セグメントに占める割合は僅少であるため、種類別セグメント情報は記載しておりません。

【財務諸表についての注記】

※連結貸借対照表に関する注記

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～39年
動 産	4年～15年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,705百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 当金庫の退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、翌期から損益処理
----------	---

なお、会計基準変更時差異（1,203百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。

連結される子会社の退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己

都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当連結会計年度末における必要額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3百万円）については、会計基準変更年度に費用処理しております。

当金庫及び連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫及び連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫及び子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成19年3月31日現在）	
年金資産の額	1,391,419百万円
年金財政計算の給付債務の額	1,588,552百万円
差引額	▲197,132百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成19年3月分）	0.37%
-------------------------------	-------

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高274,571百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当金庫及び連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金77百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上することとしております。但し、過年度相当額については平均在職年数から算出した按分額を役員退職慰労引当金として計上し、残額（剰余金処分による取崩予定額を含む）を退職給与積立金としております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、内規に基づく期末要支給額を、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、経費は21百万円、特別損失は19百万円それぞれ増加し、経常利益は21百万円、税金等調整前当期純利益は19百万円それぞれ減少しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 責任共有制度負担金引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当連結会計年度から将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫及び連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 当金庫及び連結される子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

- 有形固定資産の減価償却累計額 3,546百万円
- 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部、車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,003百万円、延滞債権額は6,597百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を

行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は30百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,875百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,506百万円であります。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、8,624百万円であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,424百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

公金取扱の担保に供している資産
有価証券 196百万円
預け金 6百万円
内国為替決済の担保に供している資産
預け金 9,100百万円
日本銀行との当座貸越契約の担保に供している資産
有価証券 310百万円

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する方法に基づいて算出した価格に、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,565百万円

26. 出資1口当たりの純資産額 1,599円46銭

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。
満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他	4,439	4,160	△278	1	279
合 計	4,439	4,160	△278	1	279

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	—	—	—	—	—
債 券	43,269	43,113	△156	51	207
国 債	28,823	28,678	△144	4	149
地方債	3,093	3,112	19	20	1
社 債	11,352	11,321	△31	26	57
その他	3,894	3,373	△521	11	533
合 計	47,164	46,486	△677	63	741

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	12,680	209	13

29. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

内 容	金 額 (百万円)
子会社株式	20
その他有価証券 非上場株式	49

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	28,882	8,905	4,100	1,225
国 債	24,697	1,328	1,905	747
地方債	199	2,504	408	—
社 債	3,985	5,072	1,786	477
その他	—	772	720	4,628
合 計	28,882	9,677	4,820	5,853

31. 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
満期保有目的 の金銭の信託	200	200	—	—	—

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,810百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,929百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的(1年毎に)に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 2,179
年金資産(時価)	1,596
未積立退職給付債務	△ 583
会計基準変更時差異の未処理額	240
未認識数理計算上の差異	464
未認識数理計算上の差異	△ 433
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△ —
連結貸借対照表計上額の純額	△ 311
前払年金費用	—
退職給付引当金	△ 311

34. (会計方針の変更)
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

※連結損益計算書に関する注記
(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 22円27銭
- その他の経常収益は、睡眠預金の利益金処理額18百万円を含んでおります。
その他の経常費用には、債権売却による損失99百万円を、睡眠預金払戻損失引当金繰入額15百万円、責任共有制度負担金引当金繰入額4百万円を含んでおります。

新自己資本比率規制（バーゼルⅡ） 第3の柱（市場規律）に基づく開示

信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を本章で開示しております。

【定性的な開示事項】（単体及び連結共通）

1. 連結の範囲に関する事項

当金庫の企業集団は子会社（100%所有）「かしんビジネスサービス（株）」1社であり、それを連結子会社としております。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成19年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目で地域のお客様からお預かりしている出資金（普通出資金のみ）が該当します。

3. 自己資本の充実に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られておりと評価しております。（さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も低く、依存している状況ではございません。）

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

4. 信用リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、与信先の倒産や財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを金融機関が保有する最大のリスクと考え、「信用リスク管理要領」を策定し、その中で与信業務に関する基本方針を定めた「与信判断の指針」（クレジットポリシー）を定めており、その理解と遵守を広く役職員に促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、信用格付システムによる信用格付別、自己査定システムによる債務者区分別、特定の業種に偏らないための業種別、さらには与信集中を抑制するため大口与信先明細・グループ別明細による管理などを行っています。また、四半期毎に信用リスクの計量化を行い、適宜管理しております。

貸出案件の審査・管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し、審査の独立性の保持と相互牽制が働く体制をとっています。また、信用リスクの管理状況については自己査定管理委員会、統合リスク管理委員会などの各種委員会において協議・検討を行い、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告する態勢を構築しています。

貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定作業により確定した債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金を計上する正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金について、破綻懸念先は担保、保証を除いた未保全額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先につ

いては担保、保証を除いた未保全額をそのまま引き当てています。その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

（2）標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

イ、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○株式会社 格付投資情報センター（R&I）

○株式会社 日本格付研究所（JCR）

○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

ロ、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○株式会社 格付投資情報センター（R&I）

○株式会社 日本格付研究所（JCR）

○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「住宅金融公庫保証」、当金庫が採用している適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「社団法人しんきん保証基金保証」等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「引当基準」に則った適正な引当金を

計上しております。なお、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

リスク管理態勢の次なるステップとして、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合リスク管理については、現在、その態勢構築を目指し準備を進めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、証券化取引は行っておりません。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○株式会社 格付投資情報センター (R & I)

○株式会社 日本格付研究所 (J C R)

○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)

○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは「金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を被るリスクのことで、不適切な事務処理、システムの誤作動、或いは風説の流布・誹謗中傷などにより発生するリスク」と考えています。オペレーショナル・リスクに含まれるリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクであり、それぞれのリスクについて要領を策定し、確実にリスクを認識・評価する管理態勢となっています。また、これらのリスクにつきましては統合リスク管理検討部会、統合リスク管理委員会で協議・検討しており、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告を行っております。

また、リスクの計測に関しましては、当面、基礎的指標手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」等や「支払準備金の運用準則」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「支払準備金の運用準則」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利が上昇・下降することにより変動する資産価値の変動や、将来の収益に対しても影響を及ぼすことですが、当金庫では、これらについて定期的或いは変化が予測される時に評価・計測を行い、適宜、対応していく態勢をとっております。

実際には、一定の金利変動幅（例えば1%）による変動額の合計を金利リスク（BPV）として計測、或いは金利更改を想定した収益予想、また、今回の新自己資本比率規制における第2の柱（アウトライヤー基準）に関する金利リスクなどについてALM委員会で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常勤理事会へ報告を行うなど、金庫の健全経営に努めております。

(2) 内部管理上使用了銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

○計測手法

預金および貸出金、預け金については「ラダー方式」

有価証券については「GPS方式」

○コア預金

対象：流動性預金（当座、普通、貯蓄、通知、別段、納税）

算定方法：①過去5年間の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

③現残高の50%相当額

上記①～③のうち最小の額を上限として計上しています。

満期：5年以内（平均2.5年）

○算定に使用する金利感応資産・負債

資産勘定：預け金、有価証券、貸出金、その他の金利・期間を有する資産

負債勘定：預金、その他の金利・期間を有する負債

○算定に使用する金利ショック幅

：99%タイル値又は1%タイル値

○リスク計測の頻度

：月次（前月末基準）

【バーゼルⅡに関する用語解説】

■自己資本関係

用 語	解 説
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅡにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	（代表的な解釈としては）不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスクその他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナルリスクの各リスクアセットの総額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナルリスクの各リスクアセットの総額）。
Tier1（基本的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金などから構成される。

用 語	解 説
Tier2（補完的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金・土地再評価差額金の45%相当額・負債性資本調達手段などから構成される。
Tier1比率	基本的項目の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナルリスクの各リスク・アセットの総額）。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

■信用リスク関係

用 語	解 説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したもの。
リスクウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
A L M	ALM(AssetLiabilityManagement)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	バーゼルⅡにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

【バーゼルⅡに関する用語解説】

■市場リスク関係

用 語	解 説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。
再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。
アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。
与信相当額	再構築コスト+アドオン。
派生商品取引	(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
オリジネーター	原資産の所有者。
V a R	Value at Risk (バリュー・アットリスク) 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値。

■金利リスク関係

用 語	解 説
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定める。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。 99パーセンタイル値は99パーセント目の値。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本(Tier1とTier2の合計額)に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行う。
B P V	Basis Point Value (ベース・ポイントバリュー) 金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す。
G P S	Grid Point Sensitivity (グリッド・ポイントセンシティブティ) 金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す。
ストレステスト	例外的だが蓋然性のある事象(9.11テロ、ブラックマンデー等)が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度
(自 己 資 本)		
出資金	3,951	3,944
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	1,682	1,700
特別積立金	5,267	5,330
次期繰越金	159	177
その他	—	—
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	△183	△467
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目(A)	10,877	10,685
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	1,247	1,247
一般貸倒引当金	772	783
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目(B)	2,020	2,031
自己資本総額[(A)+(B)](C)	12,898	12,716
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	500	500
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	500	500
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△500	△500
控除項目計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	12,898	12,716
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	151,741	146,149
オフ・バランス取引項目	5,586	4,404
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	13,614	12,989
リスク・アセット等計(F)	170,943	163,544
単体Tier1比率(A/F)	6.36%	6.53%
単体自己資本比率(E/F)	7.54%	7.77%

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円、%)

	平成18年度		平成19年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	157,328	6,293	150,529	6,021
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	157,328	6,293	150,529	6,021
(i)ソブリン向け	2,462	98	2,488	99
(ii)金融機関向け	10,485	419	11,773	470
(iii)法人等向け	57,501	2,300	54,604	2,184
(iv)中小企業等・個人向け	34,951	1,398	33,909	1,356
(v)抵当権付住宅ローン	6,541	261	5,389	215
(vi)不動産取得等事業向け	14,723	588	10,331	413
(vii)三月以上延滞等	2,360	94	2,023	80
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク	13,614	544	12,995	519
ハ、単体総所要自己資本額（イ+ロ）	170,943	6,837	163,524	6,540

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ、信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域・業種別及び残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高							三月以上延滞 エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度			19年度
国	内	293,872	295,425	－	－	40,585	43,090	－	－	－	－
国	外	7,691	6,179	－	－	7,691	6,179	－	－	－	－
地 域 別 合 計		301,563	301,604	－	－	48,276	49,269	－	－	－	－
製	造 業	13,106	12,094	13,106	12,094	－	－	－	－	262	209
農	業	1,077	1,139	1,077	1,139	－	－	－	－	－	－
林	業	30	39	30	39	－	－	－	－	－	－
漁	業	1,371	880	1,371	880	－	－	－	－	26	44
鉱	業	240	256	240	256	－	－	－	－	－	13
建	設 業	18,329	17,564	18,329	17,564	－	－	－	－	302	255
電気・ガス・熱供給・水道業		775	629	580	428	196	201	－	－	－	－
情 報 通 信 業		662	614	662	614	－	－	－	－	－	－
運	輸 業	2,959	2,698	2,959	2,698	－	－	－	－	－	－
卸 売 業、小 売 業		24,628	22,474	24,535	22,377	93	97	－	－	831	390
金 融 ・ 保 険 業		57,486	61,220	8,730	9,466	16,451	13,568	－	－	－	－
不 動 産 業		20,723	21,391	20,723	21,391	－	－	－	－	288	361
各 種 サ ー ビ ス		52,844	48,899	52,844	48,899	－	－	－	－	719	665
国・地方公共団体等		33,201	36,957	1,665	1,554	31,536	35,403	－	－	－	－
個	人	49,751	50,404	49,751	50,404	－	－	－	－	255	181
そ の 他		24,213	24,157	－	－	－	－	698	660	－	－
業 種 別 合 計		301,563	301,604	196,609	189,810	48,276	49,269	698	660	2,683	2,119
1 年 以 下		100,484	116,760	49,685	50,259	18,908	28,882	－	－		
1 年 超 3 年 以 下		43,935	39,100	36,134	33,678	7,801	5,431	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		27,102	27,147	23,044	22,701	3,858	4,246	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		23,024	17,454	16,563	15,831	6,461	1,623	－	－		
7 年 超 1 0 年 以 下		21,124	20,859	18,314	17,663	2,810	3,196	－	－		
1 0 年 超		47,750	42,996	39,242	36,943	8,308	5,853	－	－		
期間の定めのないもの		37,850	36,899	13,623	12,729	－	－	698	660		
残 存 期 間 別 合 計		301,563	301,604	196,609	189,810	48,276	49,269	698	660		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

43ページの「**貸倒引当金内訳**」を参照してください。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
製 造 業	421	108	108	55	277	51	143	56	108	55	80	45
農 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
林 業	－	－	－	0	－	－	－	－	－	0	－	－
漁 業	76	115	115	－	73	115	3	－	115	－	－	196
鉱 業	2	2	2	3	－	－	2	2	2	3	－	0
建 設 業	1,013	345	345	384	653	93	359	251	345	384	370	169
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－
運 輸 業	421	10	10	5	266	6	155	3	10	5	1	15
卸売業、小売業	1,688	282	282	242	1,319	134	369	148	282	242	129	72
金 融 ・ 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	390	261	261	247	291	25	98	236	261	247	29	27
各 種 サービス	1,112	325	325	380	921	33	191	292	325	380	198	46
地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	95	71	71	75	43	12	51	59	71	75	52	45
合 計	5,222	1,524	1,524	1,398	3,846	473	1,375	1,051	1,524	1,398	862	619

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成18年度		平成19年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	25,015	19,217	30,011	15,626
10%	4,307	16,912	2,762	17,785
20%	45,865	5,945	24,934	45,652
35%	—	18,715	—	18,208
50%	292	1,496	297	1,204
75%	3,641	52,891	—	44,245
100%	101	106,426	—	100,163
150%	—	733	—	712
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	301,563		301,604	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	6,826	4,322	11,940	13,310	—	—
①ソブリン向け	51	—	3,418	2,144	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	1,929	1,644	51	65	—	—
④中小企業等・個人向け	4,709	2,584	3,641	4,699	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	15	8	4,778	6,374	—	—
⑥不動産取得等事業向け	118	85	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	2	0	50	26	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	0

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案 する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案 した後の与信相当額	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
①派生商品取引合計	23	24	23	24
(i)外国為替関連取引	5	10	5	10
(ii)金利関連取引	0	0	0	0
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	17	14	17	14
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	23	24	23	24

	平成18年度	平成19年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・ デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	平成18年度	平成19年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

①原資産の合計額等

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

②三月以上延滞エクスポージャーの額等（原資産を構成するエクスポージャーに限る）

（単位：百万円）

		平成18年度	平成19年度
三月以上延滞エクスポージャーの額		—	—
(i)カードローン	当期の損失	—	—
		—	—
(ii)住宅ローン	当期の損失	—	—
		—	—
(iii)自動車ローン	当期の損失	—	—
		—	—

③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

		平成18年度	平成19年度
証券化エクスポージャーの額		—	—
(i)カードローン		—	—
(ii)住宅ローン		—	—
(iii)自動車ローン		—	—

④リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—		
(i)カードローン	—	—		
(ii)住宅ローン	—	—		
(iii)自動車ローン	—	—		

- (注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
 2. (i)～(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

		平成18年度	平成19年度
証券化取引に伴い増加した 自己資本の額	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—
		—	—

⑥早期償還条項付の証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度
早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑦当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑧証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等

(単位:百万円)

		差 額		売 却 益		売 却 損	
		平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額		—	—	—	—	—	—
	(i)カードローン	—	—	—	—	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—

⑨証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスクアセットの額	
	平成18年度	平成19年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度
証券化エクスポージャーの額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
2. (i)~(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスクアセットの額	
	平成18年度	平成19年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの計上額				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式	平成18年度	—	—	—	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	平成18年度	—	—	49	49	—	—	—
	平成19年度	—	—	49	49	—	—	—
合 計	平成18年度	—	—	49	49	—	—	—
	平成19年度	—	—	49	49	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益		うち損
子会社・子法人等株式	平成18年度	20	20	—	—	—	—
	平成19年度	20	20	—	—	—	—
関連法人等株式	平成18年度	—	—	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—	—
合 計	平成18年度	20	20	—	—	—	—
	平成19年度	20	20	—	—	—	—

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額	株式等償却	
			売却益	売却損
出資等エクスポージャー	平成18年度	0	0	—
	平成19年度	—	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成18年度	平成19年度		平成18年度	平成19年度
貸出金	2,592	2,320	定期性預金	△852	△921
有価証券等	1,507	1,012	要求払預金	△1,078	△1,011
預け金	99	72	その他	—	—
コールローン等	—	—	調達勘定合計	△1,931	△1,933
その他	6	3			
運用勘定合計	4,205	3,409			
銀行勘定の金利リスク	2,274	1,475			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを1と99%タイル値を計測して銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク（〇〇百万円）＝運用勘定の金利リスク量（〇〇百万円）＋調達勘定の金利リスク量（－〇〇百万円）

Ⅱ. 連結における事業年度の開示事項

- (1) 自己資本比率告示第6条第1項第1号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

上記に該当する項目はございません。

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度
(自 己 資 本)		
出資金	3,951	3,944
うち非累積の永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	7,118	7,215
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	△183	△467
為替換算調整勘定	—	—
新株予約権	—	—
連結子法人等の少数株主持分	—	—
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目(A)	10,886	10,692
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	1,247	1,247
一般貸倒引当金	772	783
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目(B)	2,020	2,031
自己資本総額[(A)+(B)](C)	12,907	12,723
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	500	500
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	500	500
連結の範囲に含まれないものに対する額の50%相当額	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポンージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△500	△500
控除項目計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	12,907	12,723
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	151,752	146,134
オフ・バランス取引等項目	5,586	4,404
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	13,611	12,988
リスク・アセット等計(F)	170,950	163,528
連結Tier1比率(A/F)	6.36%	6.53%
連結自己資本比率(E/F)	7.55%	7.78%

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(3) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円、%)

	平成18年度		平成19年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	157,339	6,293	150,539	6,021
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	157,339	6,293	150,539	6,021
(i)ソブリン向け	2,462	98	2,488	99
(ii)金融機関向け	10,485	419	11,773	470
(iii)法人等向け	57,501	2,300	54,604	2,184
(iv)中小企業等・個人向け	34,951	1,398	33,909	1,356
(v)抵当権付住宅ローン	6,541	261	5,389	215
(vi)不動産取得等事業向け	14,723	588	10,331	413
(vii)三月以上延滞等	2,360	94	2,023	80
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	13,611	544	12,988	519
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	170,950	6,838	163,528	6,541

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 連結総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(4) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域・業種別及び残存期間別＞

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券※3		デリバティブ取引			
		18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度		
国	内	293,872	295,435	—	—	40,585	43,090	—	—	—	—
国	外	7,691	6,179	—	—	7,691	6,179	—	—	—	—
地 域 別 合 計		301,563	301,614	—	—	48,276	49,269	—	—	—	—
製 造 業		13,106	12,094	13,106	12,094	—	—	—	—	262	209
農 業		1,077	1,139	1,077	1,139	—	—	—	—	—	—
林 業		30	39	30	39	—	—	—	—	—	—
漁 業		1,371	880	1,371	880	—	—	—	—	26	44
鉱 業		240	256	240	256	—	—	—	—	—	13
建 設 業		18,329	17,564	18,329	17,564	—	—	—	—	302	255
電気・ガス・熱供給・水道業		775	629	580	428	196	201	—	—	—	—
情 報 通 信 業		662	614	662	614	—	—	—	—	—	—
運 輸 業		2,959	2,698	2,959	2,698	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		24,628	22,474	24,535	22,377	93	97	—	—	831	390
金 融 ・ 保 険 業		57,486	61,220	8,730	9,466	16,451	13,568	—	—	—	—
不 動 産 業		20,723	21,391	20,723	21,391	—	—	—	—	288	361
各 種 サ ー ビ ス		52,844	48,899	52,844	48,899	—	—	—	—	719	665
国・地方公共団体等		33,201	36,957	1,665	1,554	31,536	35,403	—	—	—	—
個 人		49,751	50,404	49,751	50,404	—	—	—	—	255	181
そ の 他		24,213	24,167	—	—	—	—	698	660	—	—
業 種 別 合 計		301,563	301,614	196,609	189,810	48,276	49,269	698	660	2,683	2,119
1 年 以 下		100,484	116,760	49,685	50,259	18,908	28,882	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		43,935	39,100	36,134	33,678	7,801	5,431	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		27,102	27,147	23,044	22,701	3,858	4,246	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		23,024	17,454	16,563	15,831	6,461	1,623	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		21,124	20,859	18,314	17,663	2,810	3,196	—	—		
1 0 年 超		47,750	42,996	39,242	36,943	8,308	5,853	—	—		
期間の定めのないもの		37,850	36,909	13,623	12,729	—	—	698	660		
残 存 期 間 別 合 計		301,563	301,614	196,609	189,810	48,276	49,269	698	660		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

43ページの「■貸倒引当金内訳」を参照してください。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
製 造 業	400	421	421	108	3	277	396	143	421	108	—	80
農 業	8	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	113	76	76	115	34	73	78	3	76	115	—	—
鉱 業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—
建 設 業	1,259	1,013	1,013	345	397	653	861	359	1,013	345	—	370
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	110	421	421	10	0	266	109	155	421	10	—	1
卸売業、小売業	1,562	1,688	1,688	282	140	1,319	1,421	369	1,688	282	—	129
金 融 ・ 保 険 業	0	—	—	—	0	—	0	—	—	—	—	—
不 動 産 業	360	390	390	261	3	291	357	98	390	261	—	29
各 種 サ ー ビ ス	1,455	1,112	1,112	325	708	921	746	191	1,112	325	—	198
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	116	95	95	71	35	43	80	51	95	71	—	52
合 計	5,389	5,222	5,222	1,524	1,326	3,846	4,063	1,375	5,222	1,524	—	862

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成18年度		平成19年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	25,015	19,217	30,011	15,626
10%	4,307	16,912	2,762	17,785
20%	45,865	5,945	24,934	45,652
35%	—	18,715	—	18,208
50%	292	1,496	297	1,204
75%	3,641	52,891	—	44,245
100%	101	106,426	—	100,173
150%	—	733	—	712
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	301,563		301,614	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
			平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			6,826	4,322	11,940	13,310	—	—
①ソブリン向け			51	—	3,418	2,144	—	—
②金融機関向け			—	—	—	—	—	—
③法人等向け			1,929	1,644	51	65	—	—
④中小企業等・個人向け			4,709	2,584	3,641	4,699	—	—
⑤抵当権付住宅ローン			15	8	4,778	6,374	—	—
⑥不動産取得等事業向け			118	85	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等			2	0	50	26	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	0

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
①派生商品取引合計	23	24	23	24
(i)外国為替関連取引	5	10	5	10
(ii)金利関連取引	0	0	0	0
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	17	14	17	14
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	23	24	23	24

	平成18年度	平成19年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	平成18年度	平成19年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合

①原資産の合計額等

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

②三月以上延滞エクスポージャーの額等（原資産を構成するエクスポージャーに限る）

（単位：百万円）

		平成18年度	平成19年度
三月以上延滞エクスポージャーの額		—	—
(i)カードローン	当期の損失	—	—
		—	—
(ii)住宅ローン	当期の損失	—	—
		—	—
(iii)自動車ローン	当期の損失	—	—
		—	—

③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

		平成18年度	平成19年度
証券化エクスポージャーの額		—	—
(i)カードローン		—	—
(ii)住宅ローン		—	—
(iii)自動車ローン		—	—

④リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—		
(i)カードローン	—	—		
(ii)住宅ローン	—	—		
(iii)自動車ローン	—	—		

- (注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
2. (i)～(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

		平成18年度	平成19年度
証券化取引に伴い増加した 自己資本の額	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—
		—	—

⑥早期償還条項付の証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度
早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑦当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

⑧証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等

(単位:百万円)

		差 額		売 却 益		売 却 損	
		平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額		—	—	—	—	—	—
	(i)カードローン	—	—	—	—	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—

⑨証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスクアセットの額	
	平成18年度	平成19年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

ロ. 連結グループが投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳※

(単位:百万円)

		平成18年度	平成19年度
証券化エクスポージャーの額		—	—
	(i)カードローン	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除		—	—	—
	(i)カードローン	—	—	—
	(ii)住宅ローン	—	—	—
	(iii)自動車ローン	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
2. (i)~(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスクアセットの額	
	平成18年度	平成19年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの計上額				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評 価 差 額	うち益	うち損
上 場 株 式	平成18年度	—	—	—	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	平成18年度	—	—	49	49	—	—	—
	平成19年度	—	—	49	49	—	—	—
合 計	平成18年度	—	—	49	49	—	—	—
	平成19年度	—	—	49	49	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	平成18年度	20	20	—	—	—
	平成19年度	20	20	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	平成18年度	—	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—
合 計	平成18年度	20	20	—	—	—
	平成19年度	20	20	—	—	—

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売 却 額	売却益	売却損	株式等償却
出 資 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	平成18年度	0	0	—	3
	平成19年度	—	—	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成18年度	平成19年度		平成18年度	平成19年度
貸出金	2,592	2,320	定期性預金	△852	△921
有価証券等	1,507	1,012	要求払預金	△1,078	△1,011
預け金	99	72	その他	—	—
コールローン等	—	—	調達勘定合計	△1,931	△1,933
その他	6	3			
運用勘定合計	4,205	3,409			

銀行勘定の金利リスク	2,274	1,475
------------	-------	-------

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを1と99％タイル値を計測して銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50％相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク-（〇〇百万円）＝運用勘定の金利リスク量（〇〇百万円）＋調達勘定の金利リスク量（－〇〇百万円）

発 行 鹿児島信用金庫 総合企画部

〒892-8586 鹿児島市名山町1番23号

TEL. (099)223-0141(代表)

E-Mail kashin@po.minc.ne.jp

ホームページ <http://www.shinkin.co.jp/kagosima>



人・ふれあい、街・いきいき

発 行 鹿児島信用金庫 総合企画部
〒892-8586 鹿児島市名山町1番23号
TEL. (099)223-0141(代表)
E-Mail kashin@po.minc.ne.jp
ホームページ <http://www.shinkin.co.jp/kagosima>